

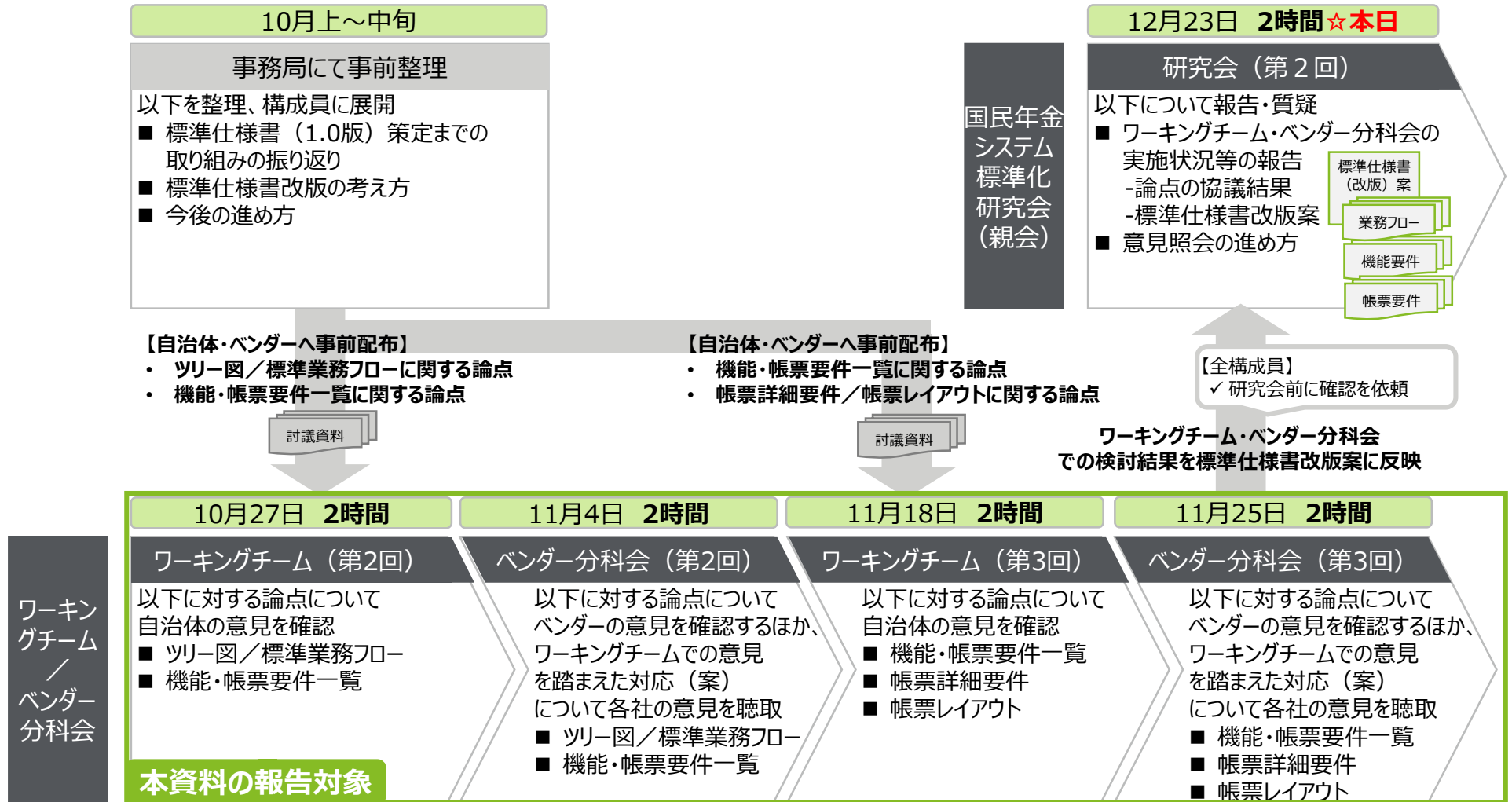
資料 1

ワーキングチーム及びベンダー分科会の実施報告

1. はじめに

1-1. 位置づけ

標準仕様書（改版）案の作成にあたっての論点を討議する場として、ワーキングチーム及びベンダー分科会を各2回開催しました



2. 第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会

2-1. 全体概要

10月27日に第二回ワーキングチーム、11月4日に第二回ベンダー分科会を開催し、事前に整理した検討テーマに基づく論点に沿って、業務及び機能帳票要件に対する論点について討議しました

第二回ワーキングチーム（10月27日）及び第二回ベンダー分科会（11月4日）議事次第と主たる討議事項

（1）標準仕様書改版に向けた取り組み方針

- ✓ 標準仕様書改版に向けた進め方
 - －令和4年度全体スケジュール
 - －標準仕様書改版に向けた検討ステップ
- ✓ 標準仕様書改版に向けた論点確認
 - －検討テーマ整理
 - －改版に向けた論点（案）と議論のポイント
 - －ワーキングチーム及びベンダー分科会における討議事項（案）

（2）業務及び機能要件に対する論点討議

- ✓ 論点討議（各論点における討議結果は次頁参照）
 - ①各種業務及び機能要件に関する記載最適化
 - ②各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲
 - ③計算・判定を行う機能における要件の記載方針
 - ④事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲
 - ⑤各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲

（3）その他

—

2. 第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会

2-2. 討議結果

第二回ワーキングチームにて、業務及び機能・帳票要件について自治体の皆様に討議いただきました。また、当該討議結果について、第二回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容	ワーキングチーム②	ベンダー分科会②	
討議事項	論点①	✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化 － 資格異動（種別変更）	事務局案のとおりとする	左記に異議なし
		✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化 － 資格異動（海外転出）	自動処理対応はしない	機能要否を要検討 ※自動処理の実績あり
		✓ 各種業務及び機能要件に関する記載最適化 － 年金生活者支援給付金	「特定時点」の情報を取得できるよう定義。 データ保持無。	データ保持を希望、 遡求時処理・住基側の 連携仕様を要確認
	論点②	✓ 各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲	事務局案のとおりとする	EUC機能にて実現は可能だが、 連携に関する記載を要精査
	論点③	✓ 計算・判定を行う機能における要件の記載方針	事務局案のとおりとする	左記に異議なし
	論点④	✓ 事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲	討議未了 (事後照会にて確認)	自治体意見を踏まえ整理 ※自治体により仕様に差異
論点⑤	✓ 各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲	要件追加の必要性を精査すること	管理項目を任意にするとあやふやになるため特定すべき	

3. 第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会

3-1. 全体概要

11月18日に第三回ワーキングチーム、11月25日に第三回ベンダー分科会を開催し、事前に整理した検討テーマに基づく論点に沿って、業務及び機能帳票要件に対する論点について討議しました

第三回ワーキングチーム（11月18日）及び第三回ベンダー分科会（11月25日）議事次第と主たる討議事項

（1）第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り

- ✓ 全体概要
- ✓ ご意見及び決定事項

（2）機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点討議

- ✓ 論点討議（各論点における討議結果は次頁参照）
 - ①事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲
 - ②要件種別定義の基準
 - ③1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲
 - ④各帳票様式の見直し基準

（3）その他

—

3. 第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会

3-2. 討議結果

第三回ワーキングチームにて、機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトについて自治体の皆様に討議いただきました。また、当該討議結果について、第三回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容		ワーキングチーム③	ベンダー分科会③
討議事項	論点①	✓ 事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲	標準仕様書上に管理項目を記載する方針とする	管理項目は任意とせず特定すべき、各項目のシステム上の具備だけでなく、利用状況を確認した上で判断
	論点②	✓ 要件種別定義の基準	事務局案のとおりとする	自団体で利用意思があるかの視点にたつて回答いただくべき／過剰な要件を精査する活動と平仄をあわせる
	論点③	✓ 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲	事業者意見も確認の上、判断する	帳票として定めるのであれば帳票詳細要件／レイアウトは定義してほしい
	論点④	✓ 各帳票様式の見直し基準	事務局案のとおりとする	事業者として特段の要望無し

Appendix

ワーキングチーム及びベンダー分科会の論点討議資料

(第二回ワーキングチーム／ベンダー分科会)

討議　－機能帳票要件一覧－

2-1. 論点①：各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 – 資格異動（種別変更） –

種別変更に関する要件の記載位置や事務レベルに関するご意見を踏まえ、標準仕様書の記載について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 要件記載位置の修正（「第1号→第3号への種別変更に係る登録」等） 種別変更（第1号→第3号/第3号→第1号）要件の事務レベル2の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 種別変更や取得及び喪失に関する考え方及び標準仕様書上の記載の整理（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「種別変更」「資格喪失及び資格取得」いずれか <ul style="list-style-type: none"> – 第1号から第3号 – 第3号から第1号

該当する機能（標準仕様書1.0版）				現状／改版対応方針
No.	大	中	機能要件	区分
109	資格異動	1.2種別変更	種別変更（第1号取得）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
110			被保険者の資格に係る種別変更（第3号→第1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、被保険者の種別の変更があった年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分、日本年金機構への報告年月日	実装すべき機能
111			被保険者の資格に係る種別変更（第3号→第1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日	実装してもしなくてもよい機能
146		1.6資格喪失（その他）	第1号→第3号への種別変更（第1号資格喪失扱い）に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、被保険者の種別の変更があった年月日、種別及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能
147			第1号→第3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日	実装してもしなくてもよい機能

（現状）

- ✓ 「第3号から第1号」は種別変更として記載
- ✓ 「第1号から第3号」は資格喪失として記載
（自治体では第3号取得後は管理対象外）

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「種別変更（第1号取得）」は「種別変更」とする
- ✓ 「第1号→第3号への種別変更（第1号資格喪失扱い）」は「資格喪失」とする。そのうえで、機能・帳票要件一覧の「要件の考え方・理由」にて補足する
（「要件の考え方・理由」の追記イメージ）

109	第3号→第1号の種別変更である。自治体からわかりやすく表現するよう意見があったため、（第1号取得）と表現を補足した。
146	第1号→第3号への種別変更は1号資格喪失として扱うという意見があったことから（第1号資格喪失扱い）という表現を補った。また管理項目は資格喪失の年月日としている。

WT（10/27） ✓事務局案のとおりとする。 ※機能要件の修正等を行わず、表現の見なおし、考え方・理由を補記する

2-1. 論点①：各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 – 資格異動（海外転出） –

海外転出時の資格喪失処理に関するご意見を踏まえ、システム上の取り扱いについて討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 住基法上の転出届（国外）があったときは国民年金の資格喪失の届出があったものとみなすための要件の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 海外転出に伴う「第1号被保険者」「任意加入被保険者」資格の取り扱い（確認） <ul style="list-style-type: none"> 実業務及び法令上の取り扱いを踏まえ、標準仕様書上ではどのような取り扱いとするか <ul style="list-style-type: none"> 住民記録システム連携により自動喪失処理 住民から届出を確認し、個別に喪失処理

該当する機能（標準仕様書1.0版）					現状／改版対応方針			
No.	大	中	機能要件	区分				
120	資格異動	1.3資格喪失（死亡）	該当者に対して 住民記録システムの異動（死亡）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（死亡日の翌日）、理由	実装すべき機能	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「死亡」は自動で喪失処理を実施 「海外転出」は自動処理していない 法令上は「転出届に付記がある場合、資格喪失届があった」とみなされる <p>（改版に向けた対応）（事務局案）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第1号被保険者」「任意加入被保険者」の場合、海外転出に伴い、自動で資格喪失処理を行う ※転居届に付記があることが確認・連携される前提 <p>（変更イメージ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">New</td> <td style="width: 10%;">1.4資格喪失（海外転出）</td> <td>該当者に対して住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由</td> </tr> </table>	New	1.4資格喪失（海外転出）	該当者に対して 住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由
New	1.4資格喪失（海外転出）	該当者に対して 住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由						
126		1.4資格喪失（海外転出）	資格喪失（海外転出）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能				
127			喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、異動の種類（出国）、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能				
128			喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること【管理項目】返付年月日	実装しなくてもよい機能				
129			該当者に対し、一括で喪失に係る異動を行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日	実装しなくてもよい機能				
130			資格喪失（海外転出）に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能				

WT（10/27） ✓ 海外転出に伴う自動処理は対応しない。※転居届提出後、国民年金側での任意加入等の説明（窓口対応）が必要であり、自動処理は適切でない

2-1. 論点①：各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 – 年金生活者支援給付金 –

年金生活者支援給付金に関し、住民基本台帳情報の基準日時点でのデータ保持の要否について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 年金生活者支援給付金の所得情報等提供依頼データ（70通知）における調査時点は当該年度の4月1日住民基本台帳情報が基準日となっているため、基準日時点のデータ保持が必要ではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金システムにて保持するデータ範囲の考え方（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準日時点での住民基本台帳情報を何らかの形（連携、住民記録システム等）で取得可能か ✓ 上記が可能であれば、国民年金システムとして基準日時点でのデータ保持は不要とできるか

該当する機能（標準仕様書1.0版）

No.	大	中	機能要件	区分
69	共通	0.7連携	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、 リアルタイムで取得 できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、基礎年金番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・アルファベット）、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票、旧氏・通称、世帯番号、支援対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、留意事項・備考、メモ、転入前住所、消除年月日、消除理由	実装すべき機能
362	情報提供・その他	6.3所得情報提供（年金生活者支援給付金）	日本年金機構に提供する世帯員を特定し、受給者、世帯員の所得情報を取り込めること ※ 世帯員は、当該年度の4月1日時点の世帯員とできること。	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 4月1日時点の情報で情報提供する旨は記載
- ✓ 住民記録システムとのリアルタイム連携は、基準日時点の情報を取得する要件は明記していない（ファイルあるいはオフライン等により連携となる）

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「基準日」時点での住民基本台帳情報を住民記録システムより取得できる旨の要件を追記（リアルタイム連携とはしない）
（追記イメージ）

0.7 連携	住民記録システムとの連携を行い、基準日時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できること	必須
-----------	--	----

- ✓ 国民年金システムでのデータ保持は要件としない
※住民記録システムにて都度確認できれば保持不要

WT（10/27） ✓4/1に限らず、「特定する時点の」情報を取得できるように定義すべき。データ保持はしない。 ※要件の詳細な記載内容はベンダー分科会に諮ってほしい

2. 討議 – 機能帳票要件一覧 –

2-2. 論点②：各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲

各種一覧に対するご意見を踏まえ、機能帳票要件一覧上の記載方針について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民記録システムの異動に係る情報について、条件に基づく情報の検索及び検索結果一覧の出力を可能とする要件の追加（氏名変更を行った被保険者／再転入で作成された新規の宛名番号に年金情報が移管された被保険者等） ・ 課税世帯から非課税世帯へ変更された被保険者の抽出を可能とする要件の追加 ・ 他市課税者情報の一覧を出力可能とする要件の追加 ・ 行政区別の申請者情報の一覧を作成可能とする要件の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ● （他領域の標準化システムではなく）国民年金システムにて出力すべき一覧の考え方（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携を受け国民年金システムで保持したデータを基に出力するか、あるいは他システムから出力するか ✓ 「行政区別の」は「指定都市向け」として追記するか、その他類似する機能で追記が必要な要件はないか

標準仕様書（1.0版）における各種一覧に関する記載例（ご意見関連）

区分	大項目	中項目	No.	機能要件	実装区分
住民記録システム関連	共通	0.2照会・編集	9	被保険者の住民記録システム上の現世帯構成員が照会可能であり、世帯構成員一覧と世帯構成員個人に係る情報を相互に参照できること	実装すべき機能
	共通	0.7連携	73	住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること	実装すべき機能
	資格異動	1.3資格喪失（死亡）	125	住民記録システムの異動情報、死亡者情報、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	実装してもしなくてもよい機能
税関連	共通	0.7連携	76	対象者の課税情報を一覧で確認できること	実装してもしなくてもよい機能
	免除	2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	189	所得情報について、未申告・無申告・他市町村課税の判断を行い、それを確認できること	実装すべき機能
申請者	情報提供・その他	6.8申請書受理	388	申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること	実装してもしなくてもよい機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 原則、一覧（内部帳票）はEUC機能を利用
- ✓ 一部は、機能要件に記載あり
- ✓ 指定都市向け要件は「備考」に注記

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ **反映見送り**（必要な場合は他事務システムから出力）
 - ・ 「指定された条件」で住民記録システムの異動に係る被保険者の情報の一覧
 - ・ 税世帯から非課税世帯へ変更された被保険者の一覧
 - ・ 他市課税者である被保険者情報の一覧
- ✓ **要件追加**
 - ・ 「行政区別」の一覧 ※指定都市向け

（追記イメージ）

New	行政区別に申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること	オプション	指定都市向け
-----	-----------------------------	-------	--------

WT（10/27） ✓事務局案のとおりとする。 ※一覧出力にあたり国民年金システムで参照する項目を整理する必要がある

2. 討議 – 機能帳票要件一覧 –

2-3. 論点③：計算・判定を行う機能における要件の記載方針

各種給付金の所得限度額や加算額、単価に関するご意見を踏まえ、計算や判定に関する機能の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 制度変更を見据え、「年金生活者支援給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価」及び「計算式」の書き換えを可能とするように要件を修正する。（所得限度額等の「単価」に関する定義はされているが、「計算式」に関する定義がないため。） 	<ul style="list-style-type: none"> 各種計算や判定を行う機能における要件の記載方針（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「計算式」や「係数」に関する機能について、<u>ユーザー側で管理可能とする</u>か

関連する機能

事務レベル	機能概要	要件種別
共通	17 受給金額計算用の各種単価情報を登録・修正・削除・照会できること ※基礎単価、付加単価、加算単価、物価スライド（旧法に基づく受給額資産の場合のみ利用）	実装しない
	41 年金生活者支援給付金に係る参考情報として判定する、事務区分毎の所得限度額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、所得限度額は年度ごとに管理できること ※日本年金機構に対する所得情報提供の所得について、年金生活者支援給付金の限度内であるかを自治体内で判定することを目的に、各給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価を管理	実装してもよい機能
	42 老齢福祉年金に係る参考情報として判定する、年金種別毎の所得限度額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、所得限度額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	43 老齢福祉年金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	44 特別障害給付金に係る参考情報として判定する、年金種別毎の所得限度額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、所得限度額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	45 特別障害給付金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	実装してもよい機能
	82 年金生活者支援給付金に係る参考情報として判定する、障害・遺族の扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	実装してもよい機能
免除	1.免除・納付猶予申請書受理・審査	
	207 免除等の判定をするため、各免除区分ごとの所得基準額の登録・修正・削除・照会ができること。所得基準額は年度ごとに管理できること。	実装すべき機能
	208 免除等の判定にかかる情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会ができること。控除額は年度ごとに管理できること。 ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 年金生活者支援給付金等に係る参考情報として判定する際の情報はオプション項目として定義（No.41,82）
- ✓ 計算用の情報は実装しない機能として定義（No.17）

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 計算等に係る管理機能は実装しない（制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行う）

WT (10/27) ✓事務局案のとおりとする。 ※「ユーザー側での管理機能」は要件としない

2. 討議 – 機能帳票要件一覧 –

2-4. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

受付処理簿に記載する項目に対するご意見を踏まえ、標準仕様書上の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須（実装すべき）項目であるため、必須化する 手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい（事務局） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務処理基準に明示的に記載されている内容 ✓ 事務処理基準では「その他」とされている項目で、受付処理簿に記載が求められる内容

受付処理簿に関する記載項目（1.0版時点）

No.	大項目	機能要件	実装区分
95	資格異動	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
109	資格異動	種別変更（第1号取得）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
118	資格異動	資格喪失（死亡）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
126	資格異動	資格喪失（海外転出）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
143	資格異動	資格喪失（その他）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
157	資格異動	国内転入に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
165	資格異動	国内転出に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
171	資格異動	氏名・性別・生年月日・住所の変更に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
180	資格異動	追加・訂正に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
200	免除	免除・納付猶予に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
220	免除	学生納付特例申請書受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
233	免除	法定免除に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
244	免除	産前・産後免除に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
254	付加	付加加入に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
263	付加	付加辞退に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
280	給付	年金請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
293	給付	年金生活者支援給付金認定請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 「受付処理簿」の記載対象となる事務処理は規定しているが、項目名までは定義していない
 - ※「1.4資格喪失（海外転出）」において、「返付年月日」のみオプションとして定義
- ✓ 各自治体ではシステム管理している項目とシステム外（Excel,紙等）での管理項目が混在

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「受付処理簿」の記載項目は必須項目として定義する（法令上管理が求められる項目）
- ✓ 「返付年月日」に加え、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記する
 - ※具体的な管理項目については次頁参照

WT（10/27） ✓ - （討議未了） ※現状の「受付処理簿」の運用における管理項目を整理後、まとめて討議する（整理にあたり、構成員へ情報提供依頼をする）

2-4. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

(補足) 事務処理基準における「受付処理簿」記載項目

事務処理基準における「受付処理簿」記載項目（第4条）

第4条 受付処理簿は、届書等の受付順に次に掲げる事項を記入する。
 (1) 受付年月日 (2) 受付番号 (3) 届書等の名称 (4) 氏名（住民基本台帳に
 通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。）
 (5) 処理経過 (6) 報告年月日 (7) その他必要な事項

事務処理基準における「受付処理簿」記載項目（第4条以外）

#	項目名	条文																			
		2	6	18	19	20	21	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
1	返付年月日	●	●				●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		
2	再受付年月日	●			●																
3	受理年月日		●				●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4	却下通知年月日		●		●																
5	報告（送付）年月日			●																	
6	返戻年月日				●																
7	請求書等の名称					●															
8	結果（裁定／不支給）						●														
9	申出書等の名称							●													
10	申出年月日								●	●	●			●							
11	付加納付被保険者となった年月日											●									
12	付加保険料納付該当／非該当											●	●								
13	付加納付被保険者でなくなった年月日											●									
14	保険料免除始期														●						
15	保険料免除終期														●						
16	保険料免除年月日												●			●					
17	該当／不該当														●	●					
18	保険料免除消滅年月日																				
19	消滅／不該当																●				
20	納付申出始期																●				
21	納付申出終期																●				
22	却下									●									●		
23	免除等の始期																		●		
24	免除等の別（全額／一部／納付猶予）																		●		
25	結果（不該当／取消）																		●		●
26	取消年月日																			●	●

【対応方針】（事務局案）
 (1) ~ (6)
 ➤ 事務処理基準に記載のある項目名を追記（必須*項目）

(7) その他必要な事項
 ➤ 「事務処理基準・第4条以外に記載のある項目」は標準仕様書に追記（必須*項目）

➤ その他、現状の運用における管理項目の有無を事務局にて整理、次回のワーキングチーム／ベンダー分科会にて討議

整理にあたり、構成員へ
情報提供を依頼予定

*：「実装すべき」の意

2. 討議 – 機能帳票要件一覧 –

2-5. 論点⑤：各種処理条件に関する記載の取り扱い及び要件化範囲

異動報告書の出力対象に関するご意見を踏まえ、出力・処理条件に関する標準仕様書上の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できるとよいのではないかと。過去の年金資格情報に係る帳票を印字する必要があることが想定されるため（職権消除の取消等）。 ※現行、出力したい異動履歴を再度入力し、帳票出力している 	<ul style="list-style-type: none"> 「機能として定める範囲」「設計の範囲で検討する範囲」の切り分け（確認） ✓ 帳票出力条件として「任意の項目で出力対象を設定する」要件を機能要件として定義してよいか ✓ 同様に処理条件を追記すべき機能はないか

異動報告書に関する標準仕様書（1.0版）記載 ※抜粋

No.	大項目	中項目	機能要件	実装区分	備考
105	資格異動	1.1資格取得	異動報告の要否に従い、異動報告書の作成有無を選択できること	実装すべき機能	
106	資格異動	1.1資格取得	行政区別に異動報告書を作成できること	実装してもしなくてもよい機能	・指定都市向け
108	資格異動	1.1資格取得	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること	実装してもしなくてもよい機能	
115	資格異動	1.2種別変更	… ※以下、「3.2付加辞退」まで同様	同左	同左
…	…	…	…	…	…

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 異動報告書の作成有無は「異動報告の要否」にて判断する仕様としているが、判断に利用する具体的な項目は定めていない
- ✓ 作成有無の判断基準が「報告の要否」であり、任意項目で出力対象を選択可能か否かが判別しづらい

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「任意の項目で出力対象を設定して、異動報告書を作成可能とする」要件を明示的に追加する
- ✓ 出力対象を設定する際の項目は定めない

（追加イメージ）

No.	機能要件	実装区分
✓ ※	任意の項目で出力対象を設定し、異動報告書を作成できること	実装すべき機能

※該当する中項目（「1.1 資格取得」～「3.2.付加辞退」の計13か所）に追記

WT（10/27） ✓要件追加の必要性を精査すること。 ※任意の項目を指定し出力する機能及び異動報告の再出力機能の要望があるかを確認する

(第三回ワーキングチーム／ベンダー分科会)

討議　－機能帳票要件一覧－

2. 討議 – 機能帳票要件一覧 –

2-1. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

受付処理簿に記載する項目に対するご意見を踏まえ、標準仕様書上の記載について討議します。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須（実装すべき）項目であるため、必須化する 手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい（事務局） 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務処理基準に明示的に記載されている内容 ✓ 事務処理基準では「その他」とされている項目で、受付処理簿に記載が求められる内容

受付処理簿に関する記載項目（1.0版時点）

No.	大項目	機能要件	実装区分
95	資格異動	資格取得に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
109	資格異動	種別変更（第1号取得）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
118	資格異動	資格喪失（死亡）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
126	資格異動	資格喪失（海外転出）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
143	資格異動	資格喪失（その他）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
157	資格異動	国内転入に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
165	資格異動	国内転出に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
171	資格異動	氏名・性別・生年月日・住所の変更に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
180	資格異動	追加・訂正に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
200	免除	免除・納付猶予に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
220	免除	学生納付特例申請書受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
233	免除	法定免除に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
244	免除	産前・産後免除に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
254	付加	付加加入に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
263	付加	付加辞退に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
280	給付	年金請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能
293	給付	年金生活者支援給付金認定請求書等の受理に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 「受付処理簿」の記載対象となる事務処理は規定しているが、項目名までは定義していない
 - ※「1.4資格喪失（海外転出）」において、「返付年月日」のみオプションとして定義
- ✓ 各自治体ではシステム管理している項目とシステム外（Excel,紙等）での管理項目が混在

【改版に向けた対応】（事務局案）

- ✓ 「受付処理簿」の記載項目は必須項目として定義する（法令上管理が求められる項目）
- ✓ 「返付年月日」に加え、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記する
 - ※具体的な管理項目については次頁参照

WT（11/18） ✓ 標準仕様書上に管理項目を記載する方針とする ※業務運用の視点で項目定義を明確にする必要あり（「返付年月日」等）

2-1. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

（補足）事務処理基準における「受付処理簿」記載項目

事務処理基準における「受付処理簿」記載項目（第4条）

第4条 受付処理簿は、届書等の受付順に次に掲げる事項を記入する。
 (1) 受付年月日 (2) 受付番号 (3) 届書等の名称 (4) 氏名（住民基本台帳に通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。）
 (5) 処理経過 (6) 報告年月日 (7) その他必要な事項

【対応方針】（事務局案）

- (1) ~ (6)
 - 事務処理基準に記載のある項目名を追記（必須項目）

事務処理基準における「受付処理簿」記載項目（第4条以外）

#	項目名	条文																																					
		2	4	5	6	8	9	13	14	18	19	20	21	22	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38											
1	返付年月日*	●		●	●						●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
2	再受付年月日	●		●							●	●		●																									
3	受理年月日				●	●	●	●	●				●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4	却下通知年月日				●		●				●																												
5	報告（送付）年月日									●																													
6	返戻年月日										●																												
7	請求書等の名称											●																											
8	結果（裁定／不支給）												●																										
9	申出書等の名称													●																									
10	申出年月日														●	●	●	●																					
11	付加納付被保険者となった年月日																		●																				
12	付加保険料納付該当／非該当																		●	●																			
13	付加納付被保険者でなくなった年月日																			●																			
14	保険料免除始期																								●														
15	保険料免除終期																								●														
16	保険料免除年月日																									●													
17	該当／不該当																										●	●	●										
18	保険料免除消滅年月日																												●										
19	消滅／不該当																													●									
20	納付申出始期																														●								
21	納付申出終期																															●							
22	却下															●																				●			
23	免除等の始期																																				●		
24	免除等の別（全額／一部／納付猶予）																																				●		
25	結果（不該当／取消）																																			●			
26	取消年月日																																			●	●		
27	番号通知等提出			●												●																							
28	番号確認書類及び身元確認書類提出			●											●																								
29	証書提出											●																											

- (7) その他必要な事項
 - 「事務処理基準・第4条以外に記載のある項目」は標準仕様書に追記（必須項目）
 - その他、現状の運用における管理項目の有無を事務局にて整理、次回のワーキングチーム／ベンダー分科会にて討議

現状運用状況確認結果は
次頁参照

*：届出等の記載に補正できない程度の不備のある時、添付書類に著しい不備がある際及び、書等に添えて、基礎年金番号通知書等が提出された場合は提出者に通知書を返付の処理を行った際に受付処理簿に記入する項目

2-1. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

(補足) 事前照会結果 1/2

第3回ワーキングチーム及びベンダー分科会に先立ち、「受付処理簿」の現状運用について構成員に確認いたしました。

No.	論点	選択肢	回答	
			回答数	コメント
1	論点④：事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲 【改版に向けた対応】（事務局案） ✓「受付処理簿」の記載項目は必須項目として定義する（法令上管理が求められる項目） ✓「返付年月日」に加え、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記	1 「受付処理簿」の記載項目は全て必須項目として定義してよい	4	・法令上管理が必要な項目であれば必須でよい
		2 「受付処理簿」の記載項目は一部をオプション項目とするのであれば定義してよい	0	－
		3 「受付処理簿」の記載項目は全部をオプション項目とするのであれば定義してよい	0	－
		4 「受付処理簿」の記載項目は標準仕様書上に定義すべきでない	1	・「国民年金市町村事務処理基準に基づいた受付処理簿」は、内部帳票と位置づけられるため
		5 1、2、3、4いずれでも良い	0	－
2	論点④：事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲 【改版に向けた対応】（事務局案） ✓「返付年月日」に加え、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記 ▶第4条の（1）～（6）： 事務処理基準に記載のある項目名を追記	1 事務処理基準第4条の（1）～（6）に記載のある項目は全て標準仕様書に追記する	4	・事務処理基準に記載がある項目は管理する必要がある
		2 事務処理基準第4条の（1）～（6）に記載のある項目のうち、主要な項目のみ標準仕様書に追記する	0	－
		3 「受付処理簿」の記載項目は標準仕様書上に定義すべきでない	1	・「国民年金市町村事務処理基準に基づいた受付処理簿」は、内部帳票と位置づけられるため
		4 1、2、3いずれでも良い	0	－
3	論点④：事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲 【改版に向けた対応】（事務局案） ✓「返付年月日」に加え、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記 ▶第4条の（7）その他必要な事項： 「事務処理基準・第4条以外に記載のある項目」は標準仕様書に追記	1 事務処理基準第4条以外において、「受付処理簿」に記載が求められている項目は全て標準仕様書に追記する	4	・事務処理基準に記載がある項目は管理する必要がある
		2 事務処理基準第4条以外において、「受付処理簿」に記載が求められている項目のうち、主要な項目のみ標準仕様書に追記する	0	－
		3 「受付処理簿」の記載項目は標準仕様書上に定義すべきでない	1	・「国民年金市町村事務処理基準に基づいた受付処理簿」は、内部帳票と位置づけられるため
		4 1、2、3いずれでも良い	0	－

2-1. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲 (補足) 事前照会結果 2/2

第3回ワーキングチーム及びベンダー分科会に先立ち、「受付処理簿」の現状運用について構成員に確認いたしました。

No.	論点	回答
4	<p>情報提供 依頼</p> <p>現状の受付処理簿の運用</p>	<p>受付処理簿＝システム管理であるため、「返付年月日」「受理年月日」以外は、管理している。</p> <p>「返付年月日」を管理していない理由 事務処理基準にあるような返付という行為は、受付と同時に、その場で本人に返すことがほとんどであり、後日、返すということはない</p> <p>「受理年月日」を管理していない理由 「受付年月日」＝「受理年月日」としているため、「受付年月日」しか管理していない ※※「番号通知等提出」「証書提出」は管理していない。「番号確認書類及び身元確認書類提出」はシステム以外（Excel、紙など）のみで管理している。</p>
	<p>現状の「受付処理簿」の運用において「システムにて管理している項目」をご回答ください。</p>	<p>事務処理基準における「受付処理簿」記載項目の内、返付年月日、再受付年月日、受理日、付加納付被保険者となった年月日、付加納付被保険者でなくなった年月日以外は全て管理しています。 納付申出始期・終期はシステム内のメモ機能で管理、請求書等の名称は一部システム以外で管理しています</p> <p>「受付処理簿」という名目でシステム上の管理はしていません。</p> <p>本市システムから出力可能な「年金異動者一覧」や「免除該当者一覧表」等を受付処理簿（受付・確認・報告の処理をしたもの）として使用している。日本年金機構に報告を要する項目をシステムにて管理している。 ※システム上の「メモ機能」で、受付処理簿に記載を要する項目は管理していない。</p> <p>受付年月日、受付番号、届書等の名称、氏名、処理経過、報告年月日 ※処理経過について（年金機構からの返戻により本人に連絡を取る、郵送で書類を返送する等の記録）をシステム内のメモ機能にて管理しています。</p>
	<p>現状の「受付処理簿」の運用において「システム以外（Excel、紙など）にて管理している項目」をご回答ください。</p>	<p>添付書類（給付関係手続きのみ）</p> <p>受付年月日、届出書等の名称、基礎年金番号、氏名、生年月日、決裁日、送付日、返戻年月日、取得年月日、取得理由、喪失年月日、喪失理由、種別変更年月日、付加年月日、付加理由、法定免除年月日、法定免除理由、納付申出区分、通知書再交付年月日、通知書再交付理由、免除区分、免除始期、免除終期、給付種別、申請者氏名、続柄、死亡日</p> <p>日本年金機構に報告を要さない項目をシステム以外で管理している。 ※※「番号通知等提出」「番号確認書類及び身元確認書類提出」「証書提出」はシステム以外（Excel、紙など）のみで管理している。</p> <p>受付年月日、受付番号、届書等の名称、氏名、処理経過、報告年月日、請求書等の名称、結果（裁定/不支給）、申出書等の名称、申出年月日</p>

※：事前照会以降に、「メモ機能を使用して管理している項目」についての追加確認を行い、頂いたご回答

※※：事前照会以降に、「受付処理簿」記載項目の表より項目の漏れがあった項目の運用方法についての追加確認を行い、頂いたご回答

2-1. 論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

(補足)「受付処理簿」記載項目の要件化範囲 (案)

「受付処理簿」の現状運用の確認結果を踏まえ、「受付処理簿」の要件化範囲についてご議論をお願いします。

#	項目名	条文																																				構成員の運用*					現状運用における主な差異
		2	4	5	6	7	8	9	13	14	17	18	19	20	21	22	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	神戸市	江戸川区	高松市	高岡市	下野市								
1	受付年月日		●	●												●																			○	○	△	△	○				
2	受付番号		●	●												●																			○	○	△	△	○				
3	届書等の名称		●	●												●																			○	○	△	△	○				
4	氏名		●	●												●																			○	○	△	△	○				
5	処理経過		●													●																			○	○	△	△	◇				
6	報告年月日		●													●																			○	○	△	△	○				
7	返付年月日**	●		●	●											●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●					△						
8	再受付年月日	●		●												●	●			●															◇			△					
9	受理年月日				●		●	●	●	●						●	●			●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○						
10	却下通知年月日				●											●																				○	○	△	△				
11	報告(送付)年月日															●																				○	○	△	△				
12	返戻年月日															●																				○	○	△	△				
13	請求書等の名称															●																			○	○	○	△					
14	結果(裁定/不支給)																●																			○	○	△	△				
15	申出書等の名称																	●																		○	○	○	△				
16	申出年月日																	●																		○	○	○	△				
17	付加納付被保険者となった年月日																																			○		△	○				
18	付加保険料納付該当/非該当																																			○	○	○	○				
19	付加納付被保険者でなくなった年月日																																			○		○	○				
20	保険料免除始期																																			○	○	○	○				
21	保険料免除終期																																			○	○	○	○				
22	保険料免除年月日																																			○	○	△	○				
23	該当/不該当																																			○	○	○	○				
24	保険料免除消滅年月日																																			○	○	○	○				
25	消滅/不該当																																			○	○	○	○				
26	納付申出始期																																			○	◇	○	○				
27	納付申出終期																																			○	◇	○	○				
28	却下																																			○	○	△	△				
29	免除等の始期																																			○	○	△	○				
30	免除等の別(全額/一部/納付猶予)																																			○	○	△	○				
31	結果(不該当/取消)																																			◇	○	△	△				
32	取消年月日																																			◇	○	△	△				
33	番号通知等提出			●	●	●	●	●								●	●			●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			△	△				
34	番号確認書類及び身元確認書類提出			●												●				●																△		△	△				
35	証書提出															●																				△		△	△				

現状運用における主な差異

全体に共通する差異

- ・付番無し(件数が多い資格異動のみ)
- ・「受付処理簿」として管理していない
- ・システム出力可能な一覧を「受付処理簿」として使用
- ・年間件数が少ないものは紙管理

*: ○は「システム上にて管理項目として独立させて管理している項目(システム及びシステム以外にて管理している項目も含む)」、◇は「システム上にて管理項目として独立させず、メモ機能等を利用して管理している項目(システム及びシステム以外にて管理している項目も含む)」、△は「システム以外(Excel、紙など)のみで管理している項目」

**：届出等の記載に補正できない程度の不備のある時、添付書類に著しい不備がある際及び、書等に添えて、基礎年金番号通知書等が提出された場合は提出者に通知書を返付の処理を行った際に受付処理簿に記入する項目

2. 討議 – 機能帳票要件一覧 –

2-2. 論点⑥：要件種別定義の基準

意見照会の結果を判断する際に必要となる意見数に対するご意見を踏まえ、判断基準について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
（第1回研究会におけるご意見） <ul style="list-style-type: none"> 9月以降の全国意見照会において「オプション」から「必須」に変更する要件の候補に対して自治体から要件変更の可否について意見を頂戴し、有効回答数の半数もしくは3分の1などの基準をもとに、要件種別を変更するという方法で行うのが良い 数件の意見をもとに要件種別を「必須」に変更するというのは、根拠が弱いと考えるため、他構成員のご提案のような方法のもと、明確な根拠を示してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 意見照会の結果を踏まえ、要件種別（必須／オプション）を見直す場合の判断基準（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 判断に必要な回答収集数 ✓ 判断基準

標準仕様書（1.0版）策定時における意見取り込み基準

ご意見を踏まえた「必須」「オプション」見直しの判断基準

■ 「業務」における要件種別
□ 「業」における要件種別

案最終化に向けた判断が必要なケース		案最終化にあたっての判断の基準
オプション	必須	① 変更要望が半数以上：変更とする。 ② 変更要望が2件～半数未満：法令等の根拠が明確な場合は変更する。 左記以外は討議候補。 <small>※政令市特有の要件の場合は変更せず（備考へ記載）</small> ③ 変更要望が1件：変更しない（独自要望）。 ※法令等が根拠が明確な場合は討議候補
必須	オプション	① 変更要望が半数以上：変更する。 ② 変更要望が2件～半数未満：変更する。 <small>※政令市特有の要件の場合は変更せず（備考へ記載）</small> ③ 変更要望が1件：変更しない（独自要望）。 <small>※小規模自治体等考慮すべき場合は変更</small>
必須	実装不可	① 変更要望が半数以上：変更とする。 ② 変更要望が2件～半数未満：法令等の根拠が明確な場合は変更する。 ③ 変更要望が1件：変更しない（独自要望として質問回答扱い）。
未分類 (追加要望分)	必須/オプション	① 同一要件を、「必須」として2団体以上が追加を要望している場合は「必須機能」とし、「必須」の要望が1団体のみである場合は、「オプション機能」とする ② 「オプション」として追加要望がある場合は、「オプション機能」とする

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 意見照会結果を反映する際、判断根拠となる意見数が自治体数（約1700）と比較しわずかであり、自治体全体の意見と判断するには件数が不十分

- 【改版に向けた対応】（事務局案）※詳細は次回研究会上程
- ✓ **統計的に意味のある回答数を設定した上で、当該数以上の回答を得られた前提で、次の基準で要件種別を設定**（回答収集数の目安）
 - ・信頼度95%、標準誤差5%時のサンプルサイズ≒385（意見取り込み基準）※政令市要件/協力連携事務は除く
 - ・回答市区町村の半数を超える意見：採用
 - ・上記以外（回答市区町村の半数以下）：採用見送り
 - ✓ **改版箇所を中心に回答を募る形式として回答負荷を軽減するとともに、自治体への働きかけ等を通じ、回答数を確保**

WT（11/18） ✓事務局案のとおりとする。 ※自治体の規模で必要な機能が異なっていることから、種別設定の際の基準の整理が必要

2-2. 論点⑥：要件種別定義の基準 (補足) 事前照会結果

第3回ワーキングチーム及びベンダー分科会に先立ち、意見照会結果の反映基準について構成員に確認いたしました。

No.	論点	選択肢	回答	
			回答数	コメント
1	機能・帳票要件一覧 論点⑥：要件種別定義の基準 【要件種別定義の基準】（事務局案） ✓ 基本的な考え方：統計的に意味のある回答数を設定した上で、当該数以上の回答を得られている前提で、以下の基準で要件種別定義を設定する 基準 ・半数を超える意見：研究会等で討議した内容を踏まえ採用もしくは見送りを決定 ・上記以外（半数以下）：採用見送り	1 左記の基準でよい。	3	<ul style="list-style-type: none"> 統計的に意味のある回答数を設定した前提であれば、それでよい (以下参考：ベンダー構成員意見（抜粋）) 確認内容に記載されている基準でよい 基準については問題ない。ただし、前回の全国照会においても意見が出ていましたが、半数を判断する上での母数は回答があった団体数（意見無しと回答した団体を含む）を母数とするのが妥当。意見なしと回答した団体は、標準仕様書は問題なしと回答していると考える。 前提として、回答母数が少なかった場合の取り扱いも定める必要がある。あるいは前回の全国照会では回答された団体数が少なかったため、回答が無い団体は意見なしの回答とみなす等の対応の検討が必要。 基本方針は事務局案で良いです。回答市区町村に人口規模的な偏りがある場合（例えば、大規模のみの回答であった場合）は、中小規模団体向けに再調査を実施する等の再考が必要と考えます。 基本的に、大規模団体においては必須でほしい機能であったり、小規模団体では特に必要ないものであったりと様々なご意見があるかと存じます。標準システムの必須機能としては、大規模団体において必須（政令市要件についてはオプションにさせていただいているかと思っています）なのかなど、団体の規模判断などもご検討いただきたいのが意見です。統計的に意味のある回答がどのようなものかにもよりますが、半数を超える意見が反映されればとおもいます。
		2 左記の基準には問題がある。	2	<ul style="list-style-type: none"> 「半数以下」の分母は、『意見なしを含めたすべての有効回答』としていただきたい。 単純な自治体数での判断や、パッケージの有無、また、パッケージ保有ベンダーの（特に強い）意見で、市町村事務における「機能」を判断されてしまうと、自治体目線が後回しになるので、効率的、合理的な標準システムの仕様書にはならない <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度以降の法定受託事務と協力連携事務に合ったシステム管理ができておらず、現在、機能があるか否かで意見されている自治体をカウントする判断は適正でない 政令市（20市）と他市の明らかに必要な機能の違いがある 既存パッケージは年金事務特有の事情に対応しきれていない（自治体だけでは事務が完結しない／協力連携事務（こちらは数ではなくオプションとして保有できるようにすべき）） (以下参考：ベンダー構成員意見（抜粋）) 回答のない団体は、「必須でもオプションでもよい」という回答と判断するなど、回答のない団体の取り扱いも決めておくべき。また、必須となる要件に関しては上記のデジタル庁の方針を踏まえると、過半数ではなく、少なくとも8割以上でないとは必須とみなせないのではないか。 意見がない団体（＝そのまま問題ない団体）の数は見過ごされているように見受けられた。意見募集の際に必ず意見を記載いただくような質問の仕方、あるいは、「意見があれば意見を記載する」といった趣旨の質問でも未回答は「変更要望なし」として扱う等を明記いただくような考慮を検討してほしい。

(第三回ワーキングチーム／ベンダー分科会)

討議　－ 帳票詳細要件／帳票レイアウト－

3. 討議 – 帳票詳細要件／帳票レイアウト –

3-1. 論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲

標準仕様書におけるオプション帳票に関し、帳票詳細要件／帳票レイアウトの定義可否について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
（令和3年度申し送り事項） ・ オプション帳票として、帳票要件（項目及びレイアウト）を定義し、標準仕様書改版に盛り込む ※様式が定められていない外部帳票を含む	<ul style="list-style-type: none"> ● 帳票詳細要件/レイアウトの定義対象とするオプション対象帳票の範囲の考え方（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体間で差異があるため帳票詳細要件/レイアウトの対象外とした帳票の扱い ✓ 1.0版において、オプション対象として定義済の帳票は帳票詳細要件/レイアウトの対象とするか

1.0版における帳票詳細要件／帳票レイアウト定義状況

#	帳票名	定義有無		
		機能	帳票詳細	レイアウト
1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	○	○	○
2	国民年金被保険者関係届書（報告書）	○	○	○
3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	○	○	○
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	○	○	○
5	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	○	○	○
6	保険料学生納付特例申請書	○	○	○
7	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	○	○	○
8	居所未登録者報告書	○	-	-
9	居所未登録者住所判明報告書	○	-	-
10	国民年金関係報告書	○	○	○
11	電子媒体届書総括票	○	-	-
12	国民年金関係書類送付書	○	-	-
13	所得調査票	○	-	-
14	老齢福祉年金所得状況届	○	○	○
15	特別障害給付金所得状況届	○	○	○
16	老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	○	○	○
17	障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	○	○	○

現状／改版対応方針

- （現状）
- ✓ 1.0版において、法令（通知及び事務連絡等を含む）等で示される様式かつ外部向けの帳票を対象として定義
 - ✓ 市町村独自の様式が認められている帳票は対象外
 - ※ 左図表で太字表示している帳票
 - ✓ 内部帳票は定義対象外


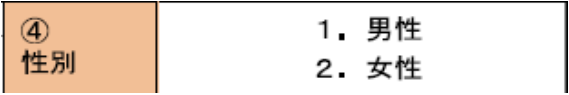

【改版に向けた対応】（事務局案）
 ✓ 1.0版で定義対象外とした帳票について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義する

3. 討議 – 帳票詳細要件／帳票レイアウト –

3-2. 論点③：各帳票様式の見直し基準

現状の様式にて定められた項目に対するご意見を踏まえ、標準仕様書改版における反映方針について討議をお願いします。

主なご意見（ご要望）	討議事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 日付：不適切/不要な記載（元号等）について削除・修正、西暦の記載に対応可能な項目を追加 性別：性的少数者への配慮のため、本帳票の印字項目における性別を削除 配偶者：国民年金被保険者関係届書（申出書）に配偶者情報の記入欄を追加 （現状未定義である）業務上必要な項目：余白に記載している必要項目（親子に限定した代理申請による記名欄等）を追加 業務上不要な項目：自治体業務において不要な記入項目を削除 	<ul style="list-style-type: none"> 各種帳票における項目の「追加」「削除」等の要望に対する、要望分類毎の反映方針（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存項目の最適化（業務実態に合わせる）適否 ✓ 既存様式と実務上に差異がある項目の扱い <ul style="list-style-type: none"> – 様式上は未定義だが実務上必須 – 様式上は定義済だが実務上不要

1.0版における帳票詳細要件／帳票レイアウト定義状況		現状／改版対応方針
①日付	国民年金被保険者関係届書（申出書） 	（現状） ✓ 既存様式の項目定義が現状運用と比べ古い ✓ 法令上の様式と実務上必要な項目に差異があり、自由記入欄の活用等により運用回避している
②性別	国民年金被保険者関係届書（申出書） 	✓ 「男性」「女性」のいずれにも該当しないケースを考慮する必要あり
③配偶者	国民年金被保険者関係届書（申出書） （記入欄追加のため、イメージ省略）	✓ 業務上必要であるにも関わらず、項目と設定がないため余白に記載
④業務上要／不要	（現状記載がない項目の一例） 	✓ 自治体業務では利用しない ✓ 業務上必要な項目がレイアウトに無 ✓ 業務上不要な項目がレイアウトに有

【改版に向けた対応】（事務局案）

✓ **反映見送り ※システム／業務・機構処理の影響に鑑み、中長期的な検討事項として取り扱い**

（中長期的な検討内容）

- ・ 既存項目の最適化
 - 日付（西暦対応、元号記載の整理等）
 - 性別
- ・ 自治体業務上必要な項目の追加
- ・ 自治体業務では不要な項目の削除

WT（11/18） ✓ 事務局案のとおりとする
 ※ただし、④については意見内容の確認、修正をすることとされ、事務局で確認・修正を行った

EOF